

行政手続法及び一宮市行政手続条例に基づく審査基準・標準処理期間（建築指導課）

- ・他法令の許認可等を必要とする申請であって、当該許認可等と同時に行う申請については、標準処理期間の適用外となります。
- ・標準処理期間には、申請書の不備を補正するために要する日数、関係法令との調整に要する日数などは含まれておりません。

建築基準法関係法令に係る事務処理期間は、法に定めるところによるほか、【表1】による期間を標準とする。

【表1】

処分の名称	根拠法令等	条項	審査基準	標準処理期間 (日) ※1
仮使用の認定	建築基準法	第7条の6第1項第1号	法令	30
道路の位置の指定	建築基準法	第42条第1項第5号	法令	60
敷地と道路との関係の認定	建築基準法	第43条第2項第1号	法令	30
敷地と道路との関係の許可	建築基準法	第43条第2項第2号	法令	60
道路内建築の認定	建築基準法	第44条第1項第3号	法令	30
道路内建築の許可	建築基準法	第44条第1項第2号、第4号	法令	60
壁面線を越える歩廊の柱等の建築の許可	建築基準法	第47条	法令	60
用途規制の特例許可	建築基準法	第48条各項ただし書、第16項第1号、第2号	法令	60
特殊建築物の位置の許可	建築基準法	第51条ただし書き	法令	90
計画道路がある場合の容積率の例外許可	建築基準法	第52条第10項	法令	60
壁面線の指定がある場合の容積率の例外許可	建築基準法	第52条第11項	法令	60
機械室等に関する容積率の例外許可	建築基準法	第52条第14項	法令	60
建蔽率の特例許可	建築基準法	第53条第4項、第5項、第6項第3号	法令	60
敷地規模規制の例外許可	建築基準法	第53の2第1項第3号、第4号	法令	60
高さ制限の例外認定	建築基準法	第55条第2項	法令	30
高さ制限の例外許可	建築基準法	第55条第3項各号	法令	60
日影規制の例外許可	建築基準法	第56条の2第1項ただし書	法令	60
高架の工作物内の建築物の高さ制限の例外認定	建築基準法	第57条第1項	法令	30
特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の例外許可	建築基準法	第57条第4項	法令	60
高度利用地区内の容積率制限等の例外許可	建築基準法	第59条第1項第3号	法令	60
高度利用地区内の壁面位置の制限の例外許可	建築基準法	第59条第2項	法令	60
高度利用地区内の道路斜線制限の例外許可	建築基準法	第59条第4項	法令	60
総合設計の許可	建築基準法	第59条の2第1項	法令	60
都市再生特別地区内の容積率等の例外許可	建築基準法	第60条の2第1項第3号	法令	60
居住環境向上用途誘導地区内の容積率等の例外許可	建築基準法	第60条の2の2第1項第2号、第2項ただし書、第3項ただし書	法令	60
特定用途誘導地区内における建築物の高さの限度の例外許可	建築基準法	第60条の3第1項	法令	60
特定防災街区整備地区内の敷地面積等の例外許可	建築基準法	第67条の3第3項第2号、第5項第2号、第9項第2号	法令	60
景観地区内の高さ等の例外許可	建築基準法	第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号	法令	60
景観地区に係る認定	建築基準法	第68条第5項	法令	30
再開発等促進地区等内の制限の緩和に係る認定	建築基準法	第68条の3第1項～4項、第7項	法令	30
誘導容積率型地区計画に係る認定	建築基準法	第68条の4第1項	法令	30
容積適正配分型地区計画に係る認定	建築基準法	第68条の5の2第1項	法令	30
高度利用型地区計画に係る認定	建築基準法	第68条の5の3第2項	法令	30
街並み誘導型地区計画区域内の前面道路幅員による容積率制限の例外認定	建築基準法	第68条の5の5第1項	法令	30
街並み誘導型地区計画区域内の斜線制限の例外認定	建築基準法	第68条の5の5第2項	法令	30
地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例に係る認定	建築基準法	第68条の5の6第1項	法令	30
予定道路がある場合の容積率の例外許可	建築基準法	第68条の7第5項	法令	60
建築協定の認可	建築基準法	第70条第1項	法令	60
建築協定の変更の認可	建築基準法	第74条第1項	法令	60
一人で定める建築協定の認可	建築基準法	第76条の3第2項	法令	60
応急仮設建築物の存続の許可	建築基準法	第85条第3項	法令	30
仮設建築物の建築許可	建築基準法	第85条第6項	法令	30
仮設興行場等の建築許可	建築基準法	第85条第7項	法令	60
同一敷地内にあるものとみなされる建築物の認定	建築基準法	第86条第1項、第2項	法令	60
広い空地を有する一団地内に建築される一又は二以上の建築物の特例許可	建築基準法	第86条第3項	法令	60
広い空地を有する一団の土地の区域内の既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例許可	建築基準法	第86条第4項	法令	60

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	建築基準法	第86条の2第1項	法令	60
一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告認定対象区域又は公告許可対象区域内における一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可	建築基準法	第86条の2第2項、第3項	法令	60
同一敷地内にあるものとみなされる建築物の認定の取り消し	建築基準法	第86条の5第1項	法令	60
総合的設計による一団地の住宅施設についての特例認定	建築基準法	第86条の6第2項	法令	60
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合における全体計画認定	建築基準法	第86条の8第1項	法令	60
用途変更における用途規制の例外許可	建築基準法	第87条第2項	法令	60
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途変更を行う場合における全体計画認定	建築基準法	第87条の2第1項	法令	60
興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可	建築基準法	第87条の3第6項	法令	30
特別興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可	建築基準法	第87条の3第7項	法令	60
防火壁の設置を必要としない建築物の認定に関する事	建築基準法施行令	第115の2第1項第4項	法令	30
防火構造を必要としない建築物の外壁及び軒裏の認定に関する事	建築基準法施行令	第129条の2第1項第2号	法令	30
計画道路がある場合の斜線制限の例外認定	建築基準法施行令	第131条の2第2項	法令	30
壁面線の指定等がある場合の斜線制限の例外認定	建築基準法施行令	第131条の2第3項	法令	30
敷地外への建築物の移転認定	建築基準法施行令	第137条の16	法令	30
道に関する基準の例外認定	建築基準法施行令	第144条の4第1項	法令	30
仮使用認定申請時期の緩和の認定に関する事	建築基準法施行規則	第4条の16第4項	法令	30
愛知県建築基準条例の例外認定	愛知県建築基準条例	第5条、第6条、第7条、第9条第3項、第19条第3項、第20条、第25条、第26条、第31条、第32条、第34条、第35条、第36条第2項	法令	30

※1 建築審査会付議案件については、標準処理期間より長くかかることがあります。

都市計画法関係法令に係る事務処理期間は、法に定めるところによるほか、【表2】による期間を標準とする。

【表2】

処分の名称	根拠法令等	条項	審査基準	標準処理期間 (日) ※1
開発行為の許可	都市計画法	第29条	法令	30
開発行為の変更許可	都市計画法	第35条の2	法令	30
開発工事完了検査済証の交付及び開発工事完了の公告	都市計画法	第36条第2項、第3項	法令	20
工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認	都市計画法	第37条第1項第1号	法令	15
市街化調整区域における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可	都市計画法	第43条第1項	法令	30
地位の承継承認	都市計画法	第45条	法令	10
開発行為又は建築に関する証明書等の交付（都市計画法第53条第1項の規定に係るものを除く。）	都市計画法施行規則	第60条	法令	10

※1 開発審査会付議案件については、標準処理期間より長くかかることがあります。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（長期優良住宅普及促進法）関係法令に係る事務処理期間は、法に定めるところによるほか、【表3】による期間を標準とする。

【表3】

処分の名称	根拠法令等	条項	審査基準	標準処理期間 (日)
長期優良住宅建築等計画等の認定（一戸建ての住宅）	長期優良住宅普及促進法	第5条第1項～第7項	法令	7 (21) ※1 ※2
長期優良住宅建築等計画等の認定（共同住宅等）	長期優良住宅普及促進法			14 (35) ※1 ※2
長期優良住宅建築等計画等の変更認定（一戸建ての住宅）	長期優良住宅普及促進法	第8条第1項	法令	7 (21) ※1 ※2
長期優良住宅建築等計画等の変更認定（共同住宅等）	長期優良住宅普及促進法			14 (35) ※1 ※2
容積率の特例許可	長期優良住宅普及促進法	第18条第1項	法令	60 (協議日数30日を含む)
譲渡人を決定した場合における変更認定申請	長期優良住宅普及促進法	第9条第1項、第3項	法令	7
地位の承継承認	長期優良住宅普及促進法	第10条	法令	7

※1 品確法第6条の2第5項による確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写しが添付されていない場合の標準処理期間は（）内の日数

※2 法第6条第2項の申出がある場合は、表記の日数に建築基準法で定める日数を加算する。

その他の関係法令に係る事務処理期間は、それぞれの法に定めるところによるほか、【表4】による期間を標準とする。

【表4】

処分の名称	根拠法令等 ※1	条項	審査基準	標準処理期間 (日)
低炭素建築物新築等計画の認定（一戸建ての住宅）	低炭素化促進法	第53条第1項	法令	7 (21) ※2 ※3
低炭素建築物新築等計画の認定（共同住宅等、その他の建築物）	低炭素化促進法			14 (35) ※2 ※3
低炭素建築物新築等計画の変更認定（一戸建ての住宅）	低炭素化促進法	第55条第1項	法令	7 (21) ※2 ※3
低炭素建築物新築等計画の変更認定（共同住宅等、その他の建築物）	低炭素化促進法			14 (35) ※2 ※3

建築物エネルギー消費性能基準の適合判定	建築物省エネ法	第12条第1項	法令	14
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（一戸建ての住宅）	建築物省エネ法	第35条第1項	法令	7 (21) ※2 ※4
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（共同住宅等、その他の建築物）	建築物省エネ法			14 (35) ※2 ※4
建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定（一戸建ての住宅）	建築物省エネ法	第36条第1項	法令	7 (21) ※2 ※4
建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定（共同住宅等、その他の建築物）	建築物省エネ法			14 (35) ※2 ※4
建築物エネルギー消費性能基準適合の認定（一戸建ての住宅）	建築物省エネ法	第41条第2項	法令	7 (21) ※2 ※4
建築物エネルギー消費性能基準適合の認定（共同住宅等、その他の建築物）	建築物省エネ法			14 (35) ※2 ※4
マンション建替法の容積率の特例許可	マンション建替法	第105条第1項	法令	60
特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	バリアフリー法	第17条	法令	45 ※5
特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定	バリアフリー法	第18条	法令	45 ※5
優良宅地造成の認定	租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ、第68条の69第3項第5号イ、第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ	法令	30
		第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ、第68条の69第3項第7号イ	法令	30
優良住宅新築の認定	租税特別措置法	第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号、第68条の69第3項第6号、第31条の2第2項第14号ニ、第62条の3第4項第14号ニ	法令	30
		第28条の4第3項第7号ロ、第63条第3項第7号ロ、第68条の69第3項第7号ロ、第31条の2第2項第14号ニ、第62条の3第4項第14号ニ	法令	30

※1 根拠法令等

低炭素化促進法 : 都市の低炭素化の促進に関する法律

建築物省エネ法 : 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

バリアフリー法 : 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

マンション建替法 : マンションの建替え等の円滑化に関する法律

※2 適合証又はその写しが添付されていない場合の標準処理期間は () 内の日数

※3 低炭素化促進法第54条第2項の申出がある場合は、表記の日数に建築基準法で定める日数を加算する。

※4 建築物省エネ法第35条第2項の申出がある場合は、表記の日数に建築基準法で定める日数を加算する。

※5 バリアフリー法第17条第4項の申出がある場合は、建築基準法で定める日数とする。